

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和5年7月5日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について	2
2 足立区における大規模水害時の 道路高架部への緊急安全確保計画について	5
3 東京都による「我が家の水害リスク診断書」の送付について	10
4 令和5年度東京都足立区合同帰宅困難者対策訓練の実施について	12
5 災害用備蓄管理委託の適正化について	15
6 令和5年度地区防災計画及び コミュニティタイムラインの策定支援について	16

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年7月5日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について	
所管部課名	危機管理部 危機管理課	
内容	アレフ（オウム真理教）対策について以下のとおり報告する。	
	1 これまでの主な経緯	
	時期	内容
	H22. 3	アレフが足立区入谷に進出
	H22. 6	住民総決起集会及び第1回住民協議会開催 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会発足
	H22. 10	足立区反社会的団体の規制に関する条例を公布、施行
	H23. 3	条例に基づく報告請求に応じないため過料処分を課す①
	H23. 10	法務大臣・公安調査庁長官へ観察処分更新を求める要請書及び署名を提出
	H24. 1	公安審査委員会が観察処分の更新を決定（H24. 2～H27. 1）
	H24. 6	オウム真理教対策関係市町村連絡会総会で会長区に就任（以後、現在まで11期連続で会長を務める）
	H25. 10	オウム真理教対策国会議員連盟発足
	H25. 12	足立区議会オウム真理教対策議員連盟発足 東京都議会オウム真理教対策議員連盟発足
	H26. 10	足立区反社会的団体の規制に関する条例を改正
	H26. 11	法務大臣・公安調査庁長官へ観察処分更新を求める要請書及び署名を提出
	H27. 1	公安審査委員会が観察処分の更新を決定（H27. 2～H30. 1）
	H27. 10	条例に基づく報告請求に応じないため過料処分を課す②
	H29. 10	公安調査庁へ観察処分更新を求める署名を提出
	H29. 12	法務大臣・公安調査庁長官へ観察処分更新を求める要請書を提出
	H30. 1	公安審査委員会が観察処分の更新を決定（H30. 2～R3. 1）
	R1. 8	条例に基づく報告請求に応じないため、過料処分を課す③
	R2. 9	法務大臣・公安調査庁長官へ観察処分更新を求める要請書及び署名を提出
	R3. 1	公安審査委員会が観察処分の更新を決定（R3. 2～R6. 1）
	R3. 3	条例に基づく報告請求に応じないため過料処分を課す④
	R3. 12	条例に基づく報告請求に応じないため過料処分を課す⑤
	R4. 9	条例に基づく報告請求に応じないため過料処分を課す⑥

2 これまでのアレフとの裁判

裁判名	結 果
【第1次】過料処分取消請求事件 (平成23年～26年)	第一審 区勝訴 控訴審 区敗訴 上告審 区敗訴
道路占用不許可処分取消等請求事件 (平成23年～25年)	第一審 区勝訴 控訴審 区勝訴 上告審 区勝訴
一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 (平成25年～28年)	第一審 区勝訴 控訴審 区勝訴 ※ 判決確定
【第2次】過料処分取消請求事件 (平成28年～30年)	第一審 区勝訴 控訴審 区勝訴 ※ 判決確定
【第3次】過料処分取消請求事件 (令和4年～継続中)	第一審 ※ 口頭弁論手続き中

3 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会について

(1) 主な活動内容

- ア 観察処分の更新に向けた署名活動（令和5年度）
- イ アレフに対する抗議行動の実施
- ウ 国への要請行動
- エ 他自治体の住民協議会等との交流・情報交換など

(2) これまでの主な活動

- ア 観察処分の更新を求める署名活動 4回
平成23年、26年、29年、令和2年に実施
- イ 抗議行動（住民集会・デモ行進） 28回
年2回実施

(3) 直近の活動

- ア 総会
 - (ア) 日 時 令和5年5月8日（月）午後6時30分から
 - (イ) 場 所 舎人地域学習センター学習室1・2
 - (ウ) 出席者 45名
- イ 住民集会
 - (ア) 日 時 令和5年6月21日（水）午後7時から
 - (イ) 場 所 西新井文化ホール
 - (ウ) 出席者 約210名

4 反社会的団体の規制に関する条例に基づく【第3次】過料処分取消請求事件について

(1) 第2回口頭弁論

ア 日 時 令和5年5月11日（木）午後2時30分

イ 場 所 東京地方裁判所

ウ 内 容 原告及び被告（足立区）双方からの陳述

(2) 第3回口頭弁論

ア 日 時 令和5年7月20日（木）午後1時30分

イ 場 所 東京地方裁判所

5 オウム真理教対策関係市区町連絡会について

(1) 主な活動内容

ア 国に対し、オウム真理教後継団体に対する法規制の強化や観察処分の更新を求める要請行動

イ 加入自治体による情報交換

(2) 加入自治体

26自治体（会長 足立区）

(3) 直近の活動

令和5年6月12日（月）午後2時30分からシアター1010 ギャラリーBで予定していたオウム真理教対策関係市区町連絡会総会は、台風3号の影響による区内の被害が想定されたため延期とした。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年7月5日

件名	足立区における大規模水害時の道路高架部への緊急安全確保計画について													
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、調整担当課													
内容	<p>※緊急安全確保（レベル5）段階において、避難所に避難するいとまがない区民の垂直避難先として道路高架部を活用し、バスを使って浸水区域外に輸送することを目的に、都や江東5区等と協議を進めた計画内容について、以下のとおり報告する。</p> <p>※ 緊急安全確保（レベル5）とは、災害が切迫または現に発生しており、避難中の住民に対しては安全な施設への緊急的な避難を促したり、避難が困難な住民に対しては屋内のより安全な部屋などへ避難（上階への垂直避難や崖側から離れるなど）させることを目的とした避難。</p> <p>1 足立区における大規模水害時の道路高架部への緊急安全確保計画の協定締結に向けた経緯</p> <p>(1) 東京都と江東5区では、令和元年の台風19号が接近した際、住民の広域避難の難しさが課題となり、高速道路の高架の活用が検討され始めた。</p> <p>(2) 警戒レベル4までは、大規模水害時における基本的な避難対策として広域避難をはじめ、複数の避難行動により、警戒レベル4までに危険な場所からの全員避難の実現に努めることとしている。</p> <p>(3) 警戒レベル5では緊急安全確保を発令された場合、警戒レベル4までに避難することができなかった住民の安全を確保するために、高所への緊急安全確保について東京都及び江東5区等で検討を進めてきた。</p> <p>(4) 今年4月において、道路高架部への避難及び大型バスによる安全な場所への輸送について、東京都、関係自治体と関連事業所と協定を締結した。</p> <p>※ 協定書については別紙参照。</p> <p>2 大規模水害時における道路高架部の活用について</p> <table border="1" data-bbox="363 1552 1430 1821"> <tr> <td data-bbox="363 1552 612 1686">6～3 時間前</td> <td data-bbox="612 1552 815 1686">3時間前～ 荒川はん濫 (0時間)</td> <td data-bbox="815 1552 1018 1686">荒川はん濫 (0時間)</td> <td data-bbox="1018 1552 1220 1686">荒川はん濫 (0時間) ～3時間後</td> <td data-bbox="1220 1552 1430 1686">3～6 時間後</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1686 612 1821">誘導態勢確保 (1) 誘導員 (2) 避難用バス</td> <td data-bbox="612 1686 815 1821">誘導開始</td> <td colspan="2" data-bbox="815 1686 1220 1821" style="text-align: center;"></td> <td data-bbox="1220 1686 1430 1821">輸送完了</td> </tr> </table> <p>大規模水害時の道路高架部は、緊急安全確保（レベル5）段階でのみ活用する。</p> <p>3 緊急安全確保における道路高架部の活用に向けたタイムライン（関係区）</p> <p>※ 6時間前に誘導態勢準備を行う。</p> <p>4 活用する高速道路の出入口（合計12カ所）</p>				6～3 時間前	3時間前～ 荒川はん濫 (0時間)	荒川はん濫 (0時間)	荒川はん濫 (0時間) ～3時間後	3～6 時間後	誘導態勢確保 (1) 誘導員 (2) 避難用バス	誘導開始			輸送完了
6～3 時間前	3時間前～ 荒川はん濫 (0時間)	荒川はん濫 (0時間)	荒川はん濫 (0時間) ～3時間後	3～6 時間後										
誘導態勢確保 (1) 誘導員 (2) 避難用バス	誘導開始			輸送完了										

- | | |
|--|----------------------------------|
| | (1) 扇大橋出入口 (内回り2カ所・外回り2カ所) 計4カ所 |
| | (2) 千住新橋出入口 (内回り2カ所・外回り2カ所) 計4カ所 |
| | (3) 加平出入口 (西側2カ所・東側2カ所) 計4カ所 |

5 その他

- (1) 輸送に用いるバスについて

12台 (各出入口につき1台)

- (2) 輸送先

加平PA、国立オリンピック記念青少年総合センター

※ 輸送先については、必要に応じて都と調整する。

大規模水害時における緊急安全確保に関する協力協定

(目的)

第1条 本協定は、東京都（以下「甲」という。）、墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区（以下これらを総称して「乙」という。）、東日本高速道路株式会社（以下「丙」という。）及び首都高速道路株式会社（以下「丁」という。）が、台風による大規模な水害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合（以下「大規模水害時」という。）に、徒歩で緊急安全確保を行う住民が、丙及び丁が管理する高速道路の高架部の一部（以下「道路高架部」という。）を一時利用することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(計画の策定)

第2条 乙は、道路高架部の一時利用に当たっては、次の事項について、計画を別途策定し、甲に提出するものとする。

- (1) 道路高架部の一時利用に係る前提条件に関すること。
- (2) 道路高架部の一時利用に当たっての役割分担に関すること。
- (3) 道路高架部の一時利用の対象範囲に関すること。
- (4) 道路高架部の一時利用に係るタイムラインに関すること。
- (5) 道路高架部の一時利用に係る要請手順に関すること。
- (6) 道路高架部の具体的な一時利用方法に関すること。
- (7) 道路高架部の一時利用の終了に向けた調整手順（住民等の帰宅誘導や輸送手順を含む。）に関すること。
- (8) その他道路高架部の利用に関すること。

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき、乙から計画の提出があった場合は、実行性の検証、必要な調整等を行った上で、それぞれの計画を踏まえた全体計画を作成するものとする。

3 甲及び乙は、前項の規定に基づく計画及び全体計画（以下「計画等」という）を丙及び丁に協議し、確認した上、丙及び丁に提出するものとする。

(計画等の確認及び訓練の実施)

第3条 甲及び乙は、各年度の第一四半期を目途に、前条に規定する計画等を丙及び丁と確認するものとし、各年度における大規模水害時の協力体制の実行性確保に努めるものとする。

2 甲及び乙は、丙及び丁と連携して、前項で確認した計画等を円滑に遂行するために必要な訓練等を実施するものとする。

(費用の負担)

第4条 本協定に基づき、道路高架部を利用した場合の費用は無償とする。

(損害賠償)

第5条 本協定に基づく道路高架部の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合は、丙又は丁の責めに帰すべき事由がある場合を除き、乙が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

(事故に係る責任)

第6条 本協定に基づく道路高架部の利用に関し、道路高架部で発生した死傷等の事故については、乙の責任において解決するものとし、丙及び丁はその責任を負わない。

(留意事項)

第7条 甲及び乙は、大規模水害時における道路高架部の利用は緊急的な措置であることに十分配慮するものとする。

2 本協定にかかる、協議の調整は甲が行うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたときは、甲、乙、丙又は丁は誠実に協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期限は、令和5年4月26日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の有効期限は、有効期限の1か月前までの間に、甲、乙、丙又は丁が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

本協定の成立を証するため、本協定書8通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各々1通を保有する。

令和5年4月26日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
代表者 江東区長 木村 弥生

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

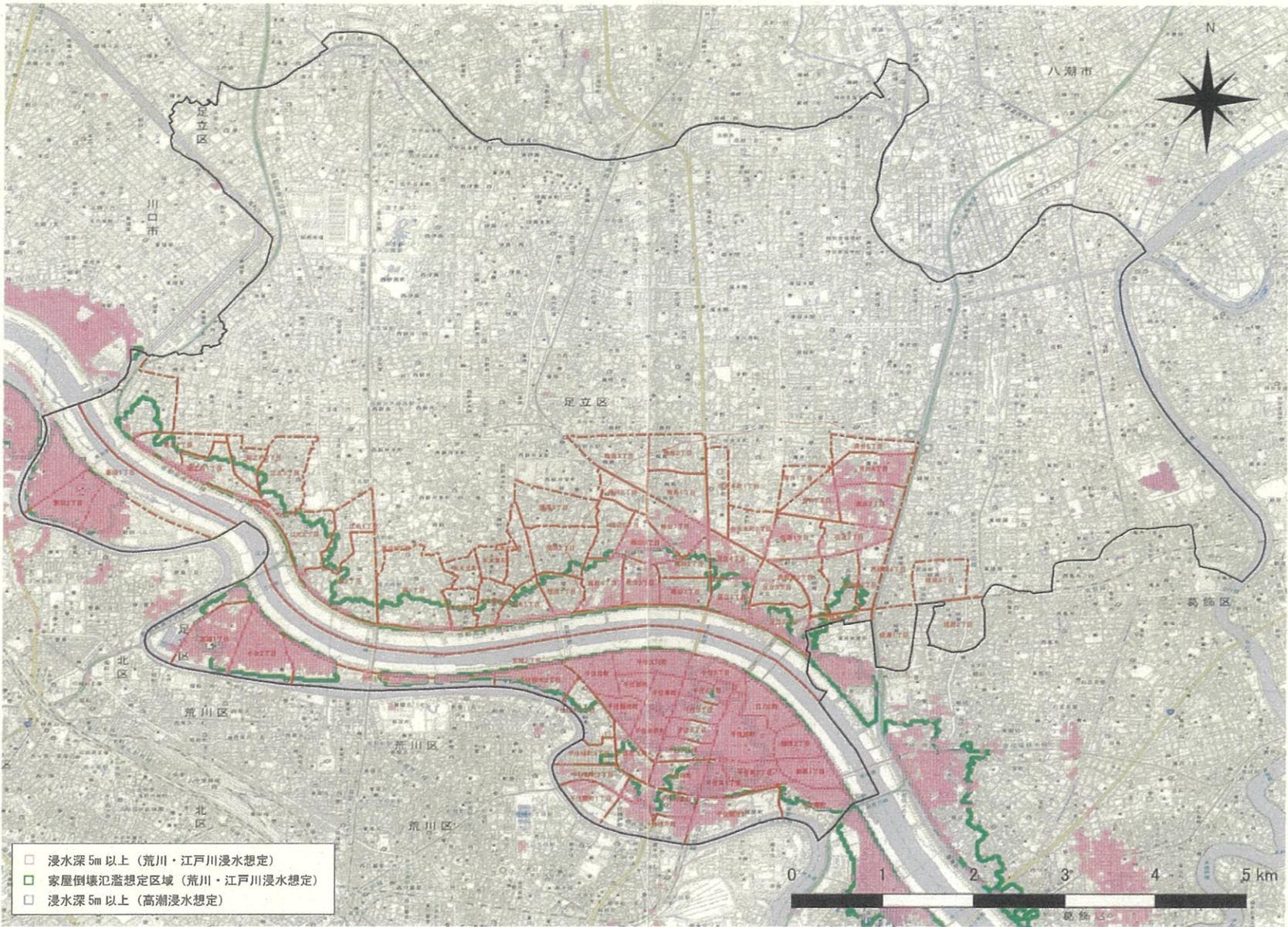
丙 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号
東日本高速道路株式会社
代表者 代表取締役社長 由木 文彦

丁 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
首都高速道路株式会社
代表者 代表取締役社長 前田 信弘

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年7月5日

件名	東京都による「我が家の水害リスク診断書」の送付について
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課、調整担当課
内容	<p>東京都は、荒川のはん濫等大規模水害時に特に深刻な被害が想定される地域に対し、以下のとおり「我が家の水害リスク診断書」の送付を予定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 送付対象地域 <ol style="list-style-type: none"> 荒川はん濫時の浸水深が5.0m以上 家屋倒壊等はん濫想定区域 送付数 <p>約13万3千世帯 ※ 江東5区全体で約47万5千世帯</p> 送付時期 <p>令和5年8月中旬以降から10月</p> 診断書の内容 <ol style="list-style-type: none"> 水害リスク診断結果 自宅の住所で想定されている主な水害リスク 避難方法 主な備蓄品目、他 配布対象地区 <p>別紙のとおり（赤線枠内の地区）</p> 診断書イメージ 



配布対象希望地区(足立区)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年7月5日

件名	令和5年度東京都足立区合同帰宅困難者対策訓練の実施について
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課
内容	<p>令和5年度東京都足立区合同帰宅困難者対策訓練の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 北千住駅前滞留者対策推進協議会とは 大地震が発生した場合、公共交通機関の停止により、ターミナル駅周辺は多くの滞留者で混乱する恐れがある。発災直後、行政機関は救命救助に重点を置くため、滞留者に対する公的な支援には限界が生じる。 そのため、北千住駅での混乱防止のためのルールを策定する等、対策を推進するために、北千住駅周辺の事業者等を構成員とする協議会を設立している。</p> <p>2 訓練概要</p> <p>(1) 実施日時 令和5年8月4日(金) 午前10時から12時 (2) 場所 北千住駅周辺、東京電機大学、生涯学習センター (3) 参加機関 東京都、足立区、北千住駅前滞留者対策協議会、鉄道事業者(JR東日本、東京メトロ、東武鉄道、首都圏新都市鉄道)、警視庁(千住警察署)、東京消防庁(千住消防署)、その他</p> <p>(4) 訓練目的 首都直下地震により北千住駅周辺に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、区や鉄道事業者、駅周辺関係施設等が協力し、駅周辺の混乱防止や滞留者の安全確保のための実践的な取組みについて検証を行う。</p> <p>(5) 訓練項目 ア 利用者保護訓練 イ 滞留者誘導訓練 ウ 一時滞在施設開設・運営訓練 エ 情報提供訓練 オ 普及啓発</p> <p>※ 訓練規模は、訓練参加者や事務局等含め約200名を予定。各訓練の概要及び会場については別紙参照。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 都は今回の訓練で、開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムや衛星通信の実証訓練を行う。 (2) 訓練視聴終了後には視察会場で訓練講評を実施。講評者として東京都から副知事が出席予定。 (3) 猛暑が懸念されるため、十分な熱中症対策を行う。</p>

	<p>(4) 熱中症対策の一環として訓練視察は、東京電機大学内に視察会場を設け、各訓練状況の中継放送し、視聴することを予定。</p> <p>(5) 協議会員等の訓練参加者へ説明のため、令和5年7月5日(水)に第1回北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策推進協議会の実施を予定。</p>
--	--

各訓練の概要及び実施場所

内容	場所	訓練内容
利用者保護訓練	北千住駅	<ul style="list-style-type: none"> ・シェイクアウト ・鉄道事業者による情報収集 ・鉄道利用者への情報提供 ・駅構外への誘導
滞留者誘導訓練	北千住駅 ～東京電機大学	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部の設置 ・区と警察が連携した情報収集 ・駅前滞留者への情報提供 ・一時滞在施設等への誘導
一時滞在施設開設・ 運営訓練	東京電機大学	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開設準備 ・利用者の受付 ・待機場所への誘導 ・帰宅困難者対策に関する動画視聴
情報提供訓練	足立区生涯 学習センター	<ul style="list-style-type: none"> ・情報ステーション設置準備 ・徒歩帰宅者支援の検証
普及啓発	北千住駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・足立スマイルビジョンや区、鉄道事業者のサイネージを活用し動画放映 ・ポスター掲出

[参考]令和4年度東京都北区合同帰宅困難者対策訓練写真



▲駅でのシェイクアウト



▲鉄道事業者による情報収集



▲帰宅困難者の受付



○一時滞在施設
開設・運営訓練

○訓練講評

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年7月5日

件名	災害用備蓄管理委託の適正化について																								
所管部課名	危機管理部 総合防災対策室 災害対策課																								
内容	<p>災害用備蓄倉庫管理及び備蓄物品管理について、令和7年度から民間事業者へ委託し、一元化による管理を行うための検討を開始する。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 災害用備蓄倉庫管理及び備蓄物品管理は、複数の事業者と契約し、※拠点倉庫、第一次避難所、第二次避難所などに備蓄物品の納品や入替を行っているが、簡易トイレ等の新規配備や、備蓄食糧の増配備により、適切な管理が年々困難となっている。</p> <p>また、納品や棚卸しなどの作業を別々の業者が個別に行うことで時間を要するため、効率化の点で課題がある。</p> <table border="1" data-bbox="432 882 1374 1068"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状</th> <th>委託後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品管理・物品データ管理</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>物品搬出入の立会作業等</td> <td>個別に実施のため課題あり</td> <td>一元的に委託することで改善</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 区内に7箇所ある、災害に備えた食糧や資機材等を備蓄している大規模な倉庫</p> <p>(2) 地震や水害などの災害時に備え、必要な物品を迅速に搬出入出来るような配置や、スペースの確保を行う必要がある。</p> <p>2 スケジュール（案）</p> <table border="1" data-bbox="432 1326 1374 1585"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>年月</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和5年6月から9月</td> <td>備蓄倉庫調査</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10月から11月</td> <td>一元化による管理委託内容検討</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和6年度中</td> <td>プロポーザル（予定）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和7年4月</td> <td>契約</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の方針</p> <p>(1) 備蓄倉庫調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点倉庫7箇所の面積や立地などの機能・能力調査を行い、管理委託内容を精査する。 ・ 備蓄食糧2日目分までの増強の課題解決に向けたスペース捻出方法を検討する。 ・ 地域防災計画の修正及び受援計画の具体化と合わせて、備蓄物品の配置や、最適な備蓄倉庫の活用方法を検討する。 <p>(2) プロポーザルによる委託事業者の選定（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄倉庫管理や備蓄物品の管理等、一元管理が可能な専門的な事業者を選定するためプロポーザルを実施する。 	項目	現状	委託後	物品管理・物品データ管理	△	○	物品搬出入の立会作業等	個別に実施のため課題あり	一元的に委託することで改善	NO.	年月	項目	1	令和5年6月から9月	備蓄倉庫調査	2	10月から11月	一元化による管理委託内容検討	3	令和6年度中	プロポーザル（予定）	4	令和7年4月	契約
項目	現状	委託後																							
物品管理・物品データ管理	△	○																							
物品搬出入の立会作業等	個別に実施のため課題あり	一元的に委託することで改善																							
NO.	年月	項目																							
1	令和5年6月から9月	備蓄倉庫調査																							
2	10月から11月	一元化による管理委託内容検討																							
3	令和6年度中	プロポーザル（予定）																							
4	令和7年4月	契約																							

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和5年7月5日

件名	令和5年度地区防災計画及びコミュニティタイムラインの策定支援について																																	
所管部課名	総合防災対策室 災害対策課、調整担当課																																	
内容	<p>令和5年度における地区防災計画の新規策定や既存計画の見直し及びコミュニティタイムライン※の策定について、以下のとおり団体（町会・自治会）を支援していく（詳細は別紙①参照）。</p> <p>※ 風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の避難行動のタイミングや取るべき防災行動について、地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするのか」を地区ごとに定めておく事前防災行動計画をいう。</p> <p>1 地区防災計画について</p> <p>(1) 概要 平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する計画をいう。</p> <p>(2) 目的 地域の特性に合わせて住民が災害時の計画を作ることで、住民同士の結びつきを強め、災害時に協力して初期消火活動や避難誘導等を行うことを可能にするなど、共助の向上を図る。</p> <p>2 地区防災計画の策定・見直しの支援について</p> <p>(1) 策定支援目標について 東京都都市整備局が公表する「地震に関する地域危険度測定調査」で地震による危険度がランク5及び4（最も危険度が高いランクは5）と示されている地区（区内約100地区）を対象に策定することを目標としている。</p> <p>(2) 新規策定支援する団体（11団体） ア 令和5年度から新たに策定支援する団体（11団体） 次の考え方をもとに、策定支援団体を選定した。 ・ 令和5年2月東京都都市整備局発表の「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」のランク及び順位が高い地域</p> <p>(3) 既存計画の見直し団体（11団体） 令和元年度に策定した11団体の計画の見直し・検証を実施する。</p> <p>(4) 累計策定経過 ア 策定支援している区内分布図は別紙②「地区防災計画策定支援状況マップ」参照。 (単位：地区)</p> <table border="1" data-bbox="341 1839 1422 2098"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規策定数</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>累計策定数</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>19</td> <td>29</td> <td>40</td> <td>46</td> <td>64</td> <td>79</td> <td>90</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	新規策定数	2	7	10	10	11	6	18	15	11	10	累計策定数	—	9	19	29	40	46	64	79	90	100
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6																								
新規策定数	2	7	10	10	11	6	18	15	11	10																								
累計策定数	—	9	19	29	40	46	64	79	90	100																								

※ 令和6年度は、策定支援地区予定数
 イ これまでに策定支援した地区について

	策定支援地区名
平成27年	1 千住柳町町会 2 千住寿町北町町会
平成28年	1 千住大川町東町会 2 千住大川町西町会 3 千住大川町南町会 4 隅田自治会 5 長門東部自治会 6 千住寿町南町町会 7 千住元町町会
平成29年	1 柳原西町会 2 中曽根町会 3 長門西町会 4 柳原東町会 5 千住龍田町町会 6 長門北部自治会 7 大谷田東自治会 8 千住中居町会 9 本木一丁目南町会 10 長門南部町会
平成30年	1 柳原北町会 2 関原二丁目町会 3 関原二丁目南町会 4 梅田正和町会 5 梅田稻荷町会 6 梅田上町自治会 7 柳原南町会 8 本木三丁目北町会 9 本木北町みのり町会 10 リライズガーデン西新井自治会
令和1年	1 千住四丁目町会 2 関原三丁目町会 3 関原三丁目東町会 4 本木東町会 5 西新井本町一丁目町会 6 日ノ出自治会 7 日ノ出町団地自治会 8 梅田本町自治会 9 梅田神明町自治会

		10 本木南町会 11 本木西町会
	令和2年	1 ラ・セーヌ小台自治会 2 LM 荒川遊園アクアステージ自治会 3 尾久橋スカイハイツ自治会 4 宮城町会 5 宮城第三団地自治会 6 小台町会
	令和3年	1 八千代自治会 2 都営梅田三丁目アパート自治会 3 興野町会 4 千住仲町会 5 青井二丁目町会 6 青井二丁目二ツ家町会 7 五反野第2スカイハイツ自治会 8 都営青井二丁目住宅自治会 9 西新井15部町会 10 興野北町会 11 佐野二丁目北町会 12 弘道一丁目町会 13 弘道一丁目自治会 14 弘道一丁目第二自治会 15 弘道第三団地自治会 16 弘道一丁目第4自治会 17 弘道一丁目第5自治会 18 千住桜木町町会
	令和4年	1 都営千住元町一・二号棟自治会 2 都営千住元町三・四号棟自治会 3 北千住第二ダイヤモンド自治会 4 五反野西町会 5 足立東町会 6 足立日吉町会 7 本木一丁目町会 8 本木一丁目中町会 9 千住東一丁目町会 10 千住東町町会 11 北千住パークファミリア自治会 12 足立四丁目町会 13 足立高砂町会 14 千住東二丁目自治会 15 千住東町住宅自治会

合計	79地区
----	------

3 コミュニティタイムライン策定の支援について

(1) 策定支援済み地区

年 度	地 区
令和2年度	小台・宮城地区
令和4年度	本木・関原地区 千住第五地区

(2) 令和5年度の新規策定支援地区について

地区町自連名	団体数
新田地区連絡協議会	足立区新田町会ほか2団体

(3) 選定理由

- ・ 荒川が氾濫した場合5m以上浸水する
- ・ 鹿浜橋付近荒川右岸の高規格堤防が事業中であり、今後、河川防災ステーションなどが整備されるなど、住民の防災意識に大きな変化が期待できる

(4) 新規策定支援スケジュール

時期	内 容
9月	選定地区内の町会・自治会に対するヒアリング
10～1月	策定ワークショップ（3回）
2月	コミュニティタイムラインのリーフレット作成

1 地区防災計画の策定・見直しの支援について

(1) 新規策定支援している団体 (11 団体)

ア 令和5年度から新たに策定支援している団体 (11 団体)

町会・自治会名	町丁目	ランク	区内危険度順位	事前説明およびワークショップ①～③
1 千住二丁目町会	千住二丁目	4	4 1 位	今後調整のうえ、事前説明及びワークショップを実施
2 千住三丁目町会	千住三丁目			
3 千住五丁目町会	千住五丁目			
4 住宅供給公社興野町住宅自治会	西新井本町	4	4 2 位	
5 西新井本町四丁目アパート自治会	四丁目			
6 梅田東町自治会	梅田二丁目	4	5 5 位	
7 千住旭町町会	千住旭町	4	6 6 位	
8 千住旭町自治会				
9 千住河原町自治会	千住河原町	4	8 8 位	
10 下沼田町会	江北二丁目	4	8 9 位	
11 江北二丁目住宅自治会				

(2) 既計画の見直し団体 (11 団体)

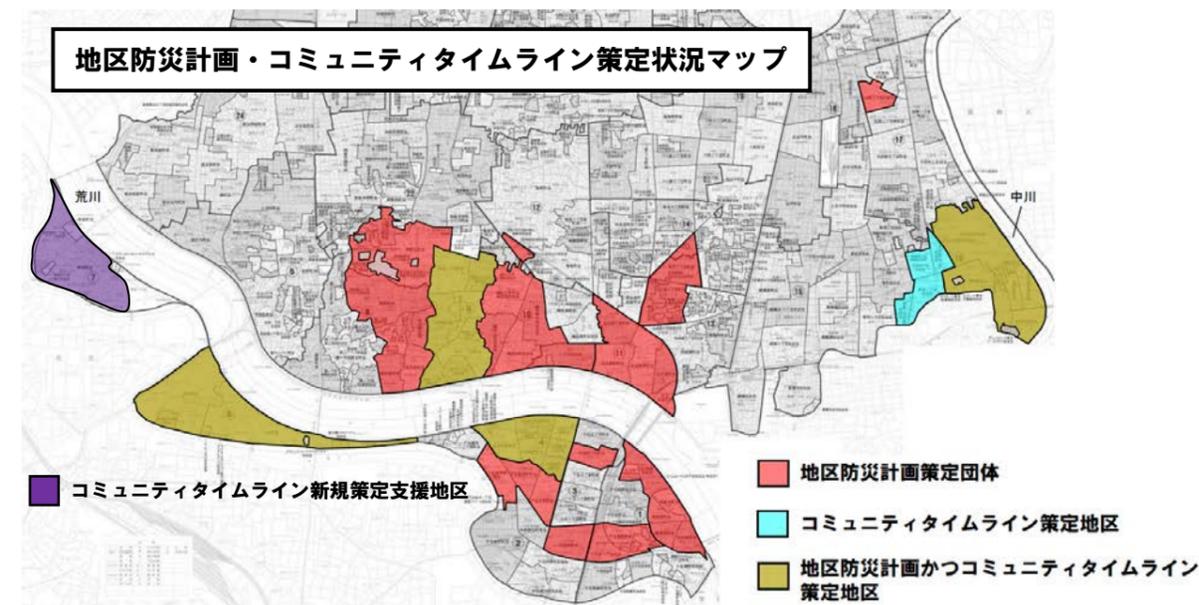
ア 令和元年度に策定した計画の見直し団体 (11 団体)

町会・自治会名	ワークショップ
1 千住四丁目町会	日程調整中
2 日ノ出町自治会	
3 日ノ出町団地自治会	
4 本木東町会	
5 本木南町会	
6 本木西町会	
7 梅田本町自治会	
8 梅田神明町自治会	
9 西新井本町一丁目町会	
10 関原三丁目町会	本木・関原地区コミュニティタイムラインの内容をもとに地区防災計画を見直す予定
11 関原三丁目東町会	

2 コミュニティタイムライン策定の支援について (新規地区)

(1) 新田地区 (3 団体)

町会・自治会名	事前説明	ワークショップ①	ワークショップ②	ワークショップ③
1 足立区新田町会	調整中	調整中	調整中	調整中
2 都営新田一丁目アパート自治会				
3 新田二丁目第二自治会				



地区防災計画策定支援状況マップ

別紙②

